



課 資 8 - 19
令和3年6月24日

日本税理士会連合会会長
神津 信一 殿

国税庁課税部資産課税課長
西野 享太郎

相続税の申告に関する周知等について（依頼）

平素から税務行政につきましては、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、相続税の申告書第1表及び同表（続）（以下「申告書第1表等」といいます。）につきましては、令和3年度税制改正における税務関係書類の押印義務の見直しに伴い、共同申告しない相続人等であることの明示方法に関して様式改正等を行うこととしました。

また、相続税の電子申告については、納税者利便の向上と行政事務の効率化を図るため、令和元年10月1日から受付を開始したところですが、今後より一層、税理士の皆様に相続税の電子申告を御利用いただくことが重要となります。

つきましては、貴会におかれましては、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様へ下記の事項を周知いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 押印義務の見直しに伴う申告書第1表等の改正

申告書第1表等における共同申告しない相続人等であることの明示方法について別添1のとおり、申告書第1表等にその旨を明示する欄を新たに設け、共同申告しない相続人等である場合は、「参考」として記載している場合」欄の参考を○で囲んでいただくこととしました（その分は申告書とは取扱いません。）。

なお、申告書第1表等の様式改正後においても、改正前の様式を用いて、従来の方法（共同申告しない相続人等の氏名及び金額欄を斜線で抹消する等の方法）により申告書を記載し提出していただいても差し支えありません。

おって、リーフレット「複数の相続人等がいる場合の相続税の申告書の作成方法」についても、別添2のとおり改訂し、国税庁ホームページへの掲載を予定しております。

- ・ 掲 載 日：令和3年7月1日（木）
- ・ 掲載場所：ホーム＞刊行物等＞パンフレット・手引＞相続税・贈与税関係

2 相続税の電子申告の利用

「相続税e-Tax周知用リーフレット」及び「相続税申告書の代理送信等に関するQ&A」を別添3及び4のとおり改訂し、国税庁ホームページへの掲載を予定しております。e-Tax申告のメリットや利用者識別番号の確認方法等を改めて整理しましたので御確認の上、是非、相続税の電子申告を御利用ください。

- ・ 掲 載 日： 令和3年7月7日（水）
- ・ 掲載場所： ホーム ＞ 刊行物等 ＞ パンフレット・手引 ＞ 電子申告等関係

3 相続人の利用者識別番号の確認方法等

関与先の相続人が利用者識別番号を忘れた場合や取得しているか不明な場合は、「変更等届出書」を相続人の住所地を所轄する税務署に提出してください（税理士による代理送信も可能です。）。

(1) 利用者識別番号がある場合

税務署から既に取得している利用者識別番号と仮の暗証番号が納税者本人に郵送されます。

(2) 利用者識別番号がない又は廃止されている場合

税務署から利用者識別番号がない又は廃止されている旨を電話によりお伝えします。

「開始届出書」をオンラインで提出することで、利用者識別番号等が即時発行されます。

イ 国税庁の「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」から作成・送信した場合は、送信完了後、送信者である税理士等の端末（パソコン）に「利用者識別番号等の通知」画面が表示されます。

なお、「利用者識別番号等の通知」は、関与先の相続人のメッセージボックスには格納されますが、税理士等のメッセージボックスには格納されません。

ロ e-Taxソフト又は国税庁の仕様公開に基づいて作成された会計ソフトで作成・送信した場合は、送信完了後、「利用者識別番号等の通知」が、税理士等及び関与先の相続人のメッセージボックスに格納されます。

連絡先：国税庁課税部資産課税課 電 話：03-3581-4161 担 当：森田・森（内線 3576・3317）

税務署長

年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

※申告期限延長日

年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		各 人 の 合 計		財 産 を 取 得 し た 人		参考として記載している場合	
氏 名		(被相続人)				参考	
個人番号又は法人番号				↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄としここから記入してください。			
生 年 月 日		年 月 日 (年齢 歳)		年 月 日 (年齢 歳)			
住 所 (電 話 番 号)				〒 (- -)			
被相続人との続柄		職 業					
取 得 原 因		該当する取得原因を○で囲みます。		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			
※ 整 理 番 号							
課税価格の計算	取得財産の価額(第11表③)	①		円		円	
	相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1⑦)	②					
	債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)	③					
	純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)	④					
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第14表1④)	⑤					
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥			000	←A	
各人の算出税額の計算	法定相続人の数		人			円	
	遺産に係る基礎控除額			000000	←B		
	相続税の総額	⑦			00	左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。	
	一般の場合(⑩の場合を除く)	⑧	1.00				
	あん分割合(各人の⑥の⑦×各人の⑧)	⑨			円		円
	算出税額(⑨×各人の⑧)	⑩					
各人の納付・還付税額の計算	農地等納税を受ける場合	⑪			円		円
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表⑦)	⑫					
	暦年課税分の贈与税額控除額(第4表の2②⑤)	⑬					
	配偶者の税額軽減額(第5表④又は⑤)	⑭					
	未成年者控除額(第6表1②、③又は⑥)	⑮					
	障害者控除額(第6表2②、③又は⑥)	⑯					
	相次相続控除額(第7表⑬又は⑭)	⑰					
	外国税額控除額(第8表1⑧)	⑱					
	計	⑲					
	差引税額(⑨+⑱-⑲)又は(⑩+⑱-⑲)(赤字のときは0)	⑲					
相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11の2表1⑧)	⑳			00		00	
医療法人持分税額控除額(第8の4表2B)	㉑						
小計(⑲-⑳-㉑)(黒字のときは100円未満切捨て)	㉒						
納税猶予税額(第8の8表⑧)	㉓			00		00	
申告期限までに納付すべき税額	㉔			00		00	
申告納税額(㉒-㉓)	㉕						
還付される税額	㉖						

税務署受付印

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。また、申告書と添付資料を一緒にとじないでください。

※の項目は記入する必要がありません。

第1表(平成31年1月分以降用)

(注) ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表1⑨)があるときの②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※税務署欄
通日付印
年月日
・
(確認)☐ 税理士法第30条の書面提出有
☐ 税理士法第33条の2の書面提出有

相続税の申告書(続)

F D 3 5 6 2

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要がありません。

		※申告期限延長日		年 月 日				※申告期限延長日		年 月 日			
フリガナ		財産を取得した人				参考として記載している場合		財産を取得した人		参考として記載している場合			
氏 名						参考				参考			
個人番号又は法人番号		↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄としここから記入してください。						↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄としここから記入してください。					
生 年 月 日		年 月 日 (年齢 歳)						年 月 日 (年齢 歳)					
住 所 (電 話 番 号)		〒 (- -)						〒 (- -)					
被相続人との続柄		職 業						被相続人との続柄		職 業			
取 得 原 因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与											
※ 整 理 番 号													
課税価格の計算	取得財産の価額(第11表③)	①					円					円	
	相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1⑦)	②											
	債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)	③											
	純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)	④											
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第14表1④)	⑤											
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥					000					000	
各人の算出税額の計算	法定相続人の数	遺産に係る基礎控除額											
	相続税の総額		⑦										
	一般の場合(⑩の場合を除く)	あん分割合(各人の⑥) ⑧			円						円		
	農地等納税の適用を受ける場合	算出税額(⑦×各人の⑧) ⑨			円						円		
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表⑦)	⑩			円						円		
	各人の納付・還付税額の計算	暦年課税分の贈与税額控除額(第4表の2②⑤)	⑪										
配偶者の税額軽減額(第5表①又は②)		⑫											
未成年者控除額(第6表1②、③又は⑥)		⑬											
障害者控除額(第6表2②、③又は⑥)		⑭											
相次相続控除額(第7表⑬又は⑭)		⑮											
外国税額控除額(第8表1⑧)		⑯											
計		⑰											
差引税額(⑨+⑰-⑯)又は(⑩+⑰-⑯)(赤字のときは0)		⑱											
相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11の2表1⑧)		⑲					00					00	
医療法人持分税額控除額(第8の4表2B)		⑳											
小計(⑱-⑲-⑳)	㉑												
納税猶予税額(第8の8表⑧)	㉒					00					00		
申告納税額(㉑-㉒)	㉓					00					00		
申告期限までに納付すべき税額	㉔					00					00		
還付される税額	㉕	△								△			
※ 申告区分		年分		グループ番号		補完番号		補完番号		補完番号			
名簿番号		申告年月日		管理補完		確認		検算		管理補完			

第1表(続) (平成31年1月分以降用) (注) ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表1⑨)があるときの②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

←この申告書で提出しない人である場合(参考として記載している場合は、参考を○で囲んでください(その人の分は申告書とは取り扱いません。))

共同申告しない相続人等も申告書に記載する場合

申告書第1表等に共同して申告書を提出しない相続人等も含めた全ての相続人等の氏名や金額を記載する場合には、第1表等のうち共同して申告書を提出しない方の欄の右上部の「参考として記載している場合」欄にある「参考」を○で囲んで、その方が共同申告しない相続人等であることを明示してください（下記参照）。

(注) 「参考」を○で囲んだ相続人等の分は申告書とは取り扱いません。

**共同して申告書を提出しない
相続人等である場合は参考
を○で囲んでください。**

参考として
記載して
いる場合

共同申告する相続人等の申告書

※このケースでは配偶者及び長女の申告書

春日部 税務署長
4年2月4日 提出

○フリガナは、必ず記入してください。

相続税の申告書

相続開始年月日 令和3年5月10日

FD3561

申告否認期間延長日		年	月	日

各人の合算

（被相続人） **コケセイ タロウ**

氏 名 **国税 太郎**

個人番号又は法人番号

生 年 月 日 **昭和20年 10月 19日（年齢 75歳）**

住 所 **埼玉県春日部市
〇〇〇3丁目5番16号**

（電 話 番 号）

婚姻状況と税別 職業 **〇専事（専） 代客相続税**

取 得 原 因 **該当する取得原因を○で囲みます。**

事業用番号

財産を取得した人

コケセイ ハナコ

氏 名 **国税 花子**

（個人番号の欄に記入しては、正確な個人番号を記入することから記入しては可）

昭和27年 9月 21日（年齢 68歳）

〒344-××××
春日部市〇〇〇3丁目5番16号
（××××-××××××××）

妻 **なし**

（相続）遺産・相続財計算額に係る贈与

課税標準	財産の価額（第12条3項）	相続開始前取得財産価額の増額（第11の2表1）	債権及び貸付金等の金額（第13条3項）	納税控除額（第14条2項（第4号）とは別）	納税控除額に課税標準及び財産価額の増額を乗じた金額（第15条2項）	計算
①	4	9	8	3	9	21515
②	2	4	6	2	6	035
③	2	7	4	1	5	940
④	4	9	5	6	0	2246
⑤	3	0	0	0	0	000
⑥	4	9	8	6	0	000

相続税の申告書(続)

申告期間開始日 年 月 日

コタゼイ イチロウ

氏 名 国税 一郎

個人番号又は法人番号

平成31年 3月 24日 (平成 41期)

〒344-×××××

春日部市○○○3丁目5番16号

(×××-×××-×××)

職業 長男 ××事務(専) 相続税

原因 相続 遺産 相続税精算課税に係る場合

番号

所得の総額 1 2 9 0 6 7 1 1 8

源泉の総額 2 4 2 6 2 6 0 3 5

預金の総額 3 2 4 0 5 6 3 4 0

借入の総額 4 1 2 9 6 3 6 8 1 3

買入れ金 5 2 0 0 0 0 0 0 0

買入れ金 6 1 2 9 6 3 6 0 0 0

申告期間開始日 年 月 日

財産を遺贈した人 ゼイム サチコ

氏 名 税務 幸子

個人番号又は法人番号

平成31年 2月 14日 (平成 39期)

〒272-×××××

市川市○○○6丁目3番1号

(×××-×××-×××)

職業 長女 なし

原因 相続 遺産 相続税精算課税に係る場合

番号

所得の総額 1 1 2 6 7 8 6 8 3

源泉の総額 2 1 1 2 6 7 8 6 8 3

預金の総額 3 1 1 2 6 7 8 6 8 3

借入の総額 4 2 0 0 0 0 0 0

買入れ金 5 2 0 0 0 0 0 0

買入れ金 6 1 1 4 6 7 8 0 0 0

第1表(平成31年1月分以降用)

共同して申告書を提出しない相続人等の分については、マイナンバーを記載しません。

【参考】

上記の方法のほか、共同して申告書を提出しない方の氏名及び金額欄を斜線で抹消する等の方法でも差し支えありません。

【参考】単独で申告する相続人等の申告書

※このケースでは長男の申告書

相続税の申告書

FD3561

春日部 税務署長
4年2月4日提出
○ワリガナは、必ず記入してください。

各人の合算		申告期間	年	月	日
フリガナ	(被相続人) コクゼイ イチロウ	財産を取得した人	コクゼイ イチロウ		
氏 名	国税 太郎	相続した人	国税 一郎		
個人番号又は法人番号		申告期間(昭和) 年 月 日	昭和55年 3月 24日 (年齢 41歳)		
生 年 月 日	昭和20年 10月 19日 (年齢 75歳)	申告期間(平成) 年 月 日	平成11年 1月 1日 (年齢 21歳)		
住 所	埼玉県春日部市 ○○○3丁目5番16号	申告期間(西暦) 年 月 日	1999年 1月 1日 (年齢 21歳)		
(電 話 番 号)		申告期間(西暦) 年 月 日	2000年 1月 1日 (年齢 22歳)		
被相続人との続柄	職業	申告期間(西暦) 年 月 日	2001年 1月 1日 (年齢 23歳)		
取得 原因	該当する取得原因を○で囲みます。	申告期間(西暦) 年 月 日	2002年 1月 1日 (年齢 24歳)		
取得 理由		申告期間(西暦) 年 月 日	2003年 1月 1日 (年齢 25歳)		
取得財産の価額 (第1表式)	498392151	申告期間(西暦) 年 月 日	2004年 1月 1日 (年齢 26歳)		
相続税計算基礎財産の価額 (第2表式)	24626035	申告期間(西暦) 年 月 日	2005年 1月 1日 (年齢 27歳)		
相続税額	12906711	申告期間(西暦) 年 月 日	2006年 1月 1日 (年齢 28歳)		

上記の「参考として記載している場合」欄に○をしている相続人等の分は申告書として取り扱われないため、別途申告書を作成・提出していただく必要があります。

共同して申告書を提出しない相続人等も含めた全ての相続人等に
係る合計額を記載してください。

【参考】相続税の申告をe-Taxにより提出する場合



e-Taxによる相続税の申告について、複数の相続人等の申告を税理士等がまとめて代理送信する場合には、申告書第1表又は第1表（続）に利用者識別番号の入力がある相続人等のデータを有効なものとして受け付けることとなりますので、上記のように共同して申告書を提出するか否かの明示を別途行う必要はありません。

税理士の方へ

相続税申告は e-Tax をご利用ください！



令和3年1月から、**相続税修正申告**も e-Tax による提出が可能になりました！
(令和元年分以降)

～e-Tax による相続税申告には、これらのメリットがあります～

メリット1

財産取得者の**利用者識別番号のみ**で申告！

メリット2

ご利用の税務会計ソフトで作成した申告書を送信！

メリット3

添付書類は**イメージデータ**
(PDF形式)で送信！

メリット4

送信した申告等はデータ管理で
ペーパーレス化の実現！

メリット1

財産取得者の利用者識別番号のみで申告できます！

※財産取得者の利用者識別番号の暗証番号や電子証明書（マイナンバーカード等）は不要です。また、財産取得者の本人確認書類の添付も不要です。

相続人等が複数いる場合や遠隔地にいる場合でも申告手順がスムーズ
利用者識別番号の確認方法はフローチャートでチェック！

利用者識別番号の
取得状況を確認

※利用者識別番号は、①過去に電子申告を行った申告書の控えや、②税務署からの郵送物などから確認できます。

利用者識別番号が分かる

※既に取得している利用者識別番号を使用してください。所得税の申告などで既に利用者識別番号を取得している場合は、改めて利用者識別番号を取得する必要はありません。

利用者識別番号が分からない（取得しているか不明）

利用者識別番号を取得していない

※財産取得者の住所地の所轄税務署宛に送信してください。

「**変更等届出書**」を e-Tax で送信！

※税理士による代理送信も可能！

「**開始届出書**」を e-Tax で送信！

※税理士による代理送信も可能！

【利用者識別番号が有る場合】

既存の利用者識別番号と仮暗証番号が記載された通知書が、税務署から財産取得者に郵送されます。

【利用者識別番号が無・廃止されている場合】

利用者識別番号が無い又は廃止されている旨を税務署から電話によりお伝えします。「開始届出書」を e-Tax で送信してください。

利用者識別番号等が、オンラインで**即時発行**されます。

※既に利用者識別番号を取得している場合、新たな利用者識別番号を取得すると、これまで e-Tax で申告した内容を確認することができなくなりますので、ご注意ください。

メリット2

ご利用の税務会計ソフトで作成した申告書を送信できます！

ご利用の税務会計ソフトに e-Tax 送信機能がない場合でも、e-Tax ソフト又は e-Tax ソフト（WEB 版）から送信できます。
※ご利用の税務会計ソフトで作成した相続税に係る電子申告用データ（拡張子が「.xtx」のもの）がある場合に限りです。
※e-Tax ソフトでも申告書を作成することができます。

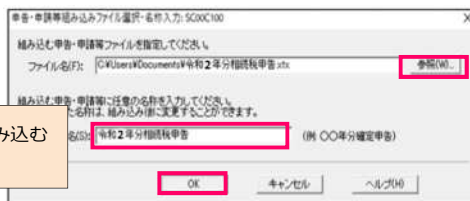


e-Tax ソフトは e-Tax ホームページからダウンロードできます♪

e-Tax ソフトでの電子申告用データ
（拡張子が「.xtx」）の組み込み画面



「参照」をクリックし、組み込む
申告等データを選択



メリット3

添付書類は『イメージデータで提出』できます！

相続税申告に係る添付書類をイメージデータ（PDF 形式）として送信することにより提出できます。

「戸籍の謄本」などの法定添付書類のほか、「土地等の評価明細書」や「預貯金等の残高証明書」などの法定外添付書類についても同様です。

※申告書や税務代理権限証書などは、イメージデータ（PDF 形式）で提出することはできません。

送信方式	内容	送信可能回数
同時送信方式	申告・申請等データの送信時に、当該データと添付書類のイメージデータを同時に送信する方式	1回
追加送信方式	申告・申請等データの送信後に、受信通知から別途、添付書類のイメージデータを追加で送信する方式	10回まで送信可能

送信直前まで申告
内容の差替え・訂正
が可能♪



1 回の送信当たり最大 136 ファイル、8.0MB の容量データを送信できます。

※同時送信方式と追加送信方式を併用した場合、最大 11 回の送信で 1,496 ファイル、88.0MB まで送信することができます。

メリット4

送信した申告等はデータ管理でペーパーレス化が実現します！

送信したデータや受付結果をファイルで保存できるため、データ管理が可能となり、ペーパーレス化につながります。



相続税の申告書（控）などの保管
スペースの必要なし♪

参考情報

「相続税申告書の代理送信等に関する Q & A」を国税庁ホームページに掲載しています！

税理士の方からのよくある質問を掲載しています。

【掲載場所】ホーム ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係



Q&A はこちら！

e-Tax に関する最新の情報を e-Tax ホームページに掲載しています！

e-Tax ホームページでは、利用者識別番号の取得方法やイメージデータに関する情報のほか、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Tax ソフトの操作方法等に関する情報について、詳しくお知らせしています。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>

イータックス

検索

事前準備、送信方法などに関するお問合せ

e-Tax ・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901**（全国一律市内通話料金）

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00（休祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く。）

受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報を e-Tax ホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171 をご利用ください（通常の通話料金となります。）。



相続税申告書の 代理送信等に関するQ&A

令和 3 年 6 月

国税庁資産課税課

目 次

1	開始時期及び対象年分	1
2	修正申告書のe-Taxによる提出（送信）の可否	1
3	申告書の提出先	1
4	e-Taxにより提出（送信）可能な申告書等	2
5	e-Taxに対応していない申告書の提出の可否	5
6	各帳票の単独送信の可否	6
7	財産取得者が法人の場合	6
8	開始届出書の提出先	6
9	利用者識別番号の取得	7
10	申告書の作成方法	8
11	申告書の送信	9
12	受信通知	11
13	イメージデータ送信の対象となる添付書類	12
14	イメージデータの送信方式	12
15	イメージデータの送信可能なファイル数及びデータ容量	13
16	添付書類の提出省略	13
17	マイナンバーの記載等	14

《開始時期及び対象年分》

問 1 相続税の申告書は、いつから e-Tax を利用して提出（送信）することができるようになったのですか。
また、何年分の申告から対象となりますか。

【答】

相続税の申告書は、令和元年 10 月 1 日（火）から、e-Tax による提出（送信）が可能となっています。

また、令和元年分の申告（2019 年 1 月 1 日以降に相続等により財産を取得した人の申告）から e-Tax の対象となります。

《修正申告書の e-Tax による提出（送信）の可否》

問 2 相続税の修正申告書を e-Tax により提出（送信）することはできますか。

【答】

相続税の修正申告書は、令和 3 年 1 月 4 日（月）から、e-Tax による提出（送信）が可能となっています。

また、問 1 と同様に令和元年分の申告（2019 年 1 月 1 日以降に相続等により財産を取得した人の申告）から e-Tax の対象となります。

《申告書の提出先》

問 3 相続税の申告書の提出（送信）は、どの税務署に行うのですか。

【答】

相続税の申告書の提出（送信）先は、書面で提出する場合と同様に、被相続人の死亡の時ににおける住所地を管轄する税務署となります。

《e-Tax により提出（送信）可能な申告書等》

問 4 e-Tax により提出（送信）可能な相続税の申告書には、どのようなものがありますか。

【答】

e-Tax により提出（送信）可能な相続税の申告書は、以下のとおりです。

○ 手続帳票一覧①（令和 3 年 1 月現在）

手続	帳 票 名	
相 続 税 申 告	第 1 表	相続税の申告書
	第 1 表(続)	相続税の申告書(続)
	第 1 表の付表 2	還付される税額の受取場所
	第 2 表	相続税の総額の計算書
	第 4 表	相続税額の加算金額の計算書
	第 4 表の付表	相続税額の加算金額の計算書付表
	第 4 表の 2	暦年課税分の贈与税額控除額の計算書
	第 5 表	配偶者の税額軽減額の計算書
	第 6 表	未成年者控除額・障害者控除額の計算書
	第 7 表	相次相続控除額の計算書
	第 8 表	外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書
	第 9 表	生命保険金などの明細書
	第 10 表	退職手当金などの明細書
	第 11 表	相続税がかかる財産の明細書(相続時精算課税適用財産を除きます。)
	第 11 の 2 表	相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書
	第 11・11 の 2 表の付表 1	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書
	第 11・11 の 2 表の付表 1(続)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(続)
	第 11・11 の 2 表の付表 1(別表 1)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表 1)
	第 11・11 の 2 表の付表 1(別表 1 の 2)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表 1 の 2)
	第 13 表	債務及び葬式費用の明細書
	第 14 表	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書
	第 15 表	相続財産の種類別価額表
	第 15 表(続)	相続財産の種類別価額表(続)

手続	帳 票 名	
相 続 税 修 正 申 告	第 1 表	相続税の修正申告書
	第 1 表(続)	相続税の修正申告書(続)
	第 1 表の付表 2	還付される税額の受取場所
	第 2 表	相続税の総額の計算書
	第 4 表	相続税額の加算金額の計算書
	第 4 表の付表	相続税額の加算金額の計算書付表
	第 4 表の 2	暦年課税分の贈与税額控除額の計算書
	第 5 表	配偶者の税額軽減額の計算書
	第 5 表の付表	配偶者の税額軽減額の計算書(付表)
	第 6 表	未成年者控除額・障害者控除額の計算書
	第 7 表	相次相続控除額の計算書
	第 8 表	外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書
	第 9 表	生命保険金などの明細書
	第 10 表	退職手当金などの明細書
	第 11 表	相続税がかかる財産の明細書(相続時精算課税適用財産を除きます。)
	第 11 の 2 表	相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書
	第 11・11 の 2 表の付表 1(修正申告用)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細
	第 11・11 の 2 表の付表 1(別表 1)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表 1)
	第 11・11 の 2 表の付表 1(別表 1 の 2)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表 1 の 2)
	第 13 表	債務及び葬式費用の明細書
	第 14 表	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書
	第 15 表(修正申告用)	相続財産の種類別価額表

(参考 1)

相続税の申告書とともに提出(送信)が可能な手続帳票は、以下のとおりです。

○ 手続帳票一覧②(令和 3 年 1 月現在)

手続	帳 票 名
相続税申告	相続税の申告書等送信票(兼送付書)
	税務代理権限証書
	税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面
	税理士法第 33 条の 2 第 2 項に規定する添付書面

手続	帳 票 名
相続税修正申告	相続税の修正申告書等送信票(兼送付書)
	税務代理権限証書
	税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面
	税理士法第 33 条の 2 第 2 項に規定する添付書面

(参考 2)

e-Tax で提出(送信)が可能な相続税の申請・届出等の手続帳票として、「相続税の更正の請求書」、「納税管理人届出書」及び「納税管理人解任届出書」があります。

《e-Tax に対応していない申告書の提出の可否》

問5 納税猶予等の特例の適用を受ける場合など、e-Tax に対応していない申告書（申告書第3表や第8の8表など）の提出が必要な場合は、電子申告をすることはできないのですか。

【答】

e-Tax に対応していない申告書の提出が必要な場合であっても、電子申告を行うことは可能です。

この場合、e-Tax に対応している申告書については、電子データを送信し、e-Tax に対応していない申告書については、別途、書面で提出していただくことになります。

また、e-Tax に対応していない申告書を書面で提出する場合には、その申告書とともに、出力した「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」を提出してください。

（参考）

「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」は、以下のとおり e-Tax のメッセージボックス内に格納されている受信通知からダウンロードすることができます。

※ メッセージボックスの閲覧については、セキュリティ対策の観点から、原則として電子証明書が必要になります。

メール詳細

送信されたデータを受け付けました。
なお、曜日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

申告等内容

提出先	仙台北税務署
利用税識別番号	
氏名又は名称	国税 次郎
受付番号	
受付日時	
種別	相続税
相続開始年月日	平成31年04月01日
被相続人の氏名	国税 太郎
申告納税額	申告期限までに納付すべき税額 500,000円
備考	還付される税額 —
備考	H10H2751:ダイレクト納付、A T Mやインターネットバンキング等による電子納税。クレジットカード納付を行う場合は、併せて格納される「納付区分番号通知」を確認し納付を行ってください。

送信されたデータは、「ダウンロード (XML形式)」ボタンよりダウンロードすることができます。
個人番号欄に記載された個人番号は、表示されません。

ダウンロード (XML形式)

送付書

添付書類を提出する場合は、送付書の内容を確認・印鑑の上、送付書とともに添付書類をご送付ください。

送付書画面へ

納付区分番号通知

ダイレクト納付、A T Mやインターネットバンキング等による電子納税、クレジットカード納付を行う場合は、以下のボタンより「納付区分番号通知」を確認し納付を行ってください。

納付区分番号通知へ

電子申告等証明書交付請求

申請等データの提出先税務署長に対して「電子申告等証明書」の交付を請求することができます。
交付日付は申告データを提出した日付となります。
なお、「送信された申請等データの内容」ボタンからは、申告等内容の「ダウンロード (XML形式)」ボタンと同じファイルがダウンロードできます。

交付請求画面へ

送信された申請等データの内容

国税電子申告・納税システム (e-Tax) の利用についてアンケートを実施しています。
よろしければご協力ください。 [アンケートへのページへ](#)

ページの先頭へ

閉じる

《各帳票の単独送信の可否》

問6 申告書等の一部に送信漏れがあったため、再度送信したいのですが、送信漏れの申告書等を単独で送信することはできますか。

【答】

送信漏れとなった申告書の一部を単独で送信することはできません。

申告書の一部について送信漏れとなった場合は、既に送信した申告書も含め、申告書一式を再送信してください。

なお、税務代理権限証書については、単独で送信することができます。

一方、税理士法第33条の2第1項又は第2項に規定する添付書面については、単独で送信することはできませんので、当該書面が送信漏れとなった場合は、既に送信した申告書も含め、申告書一式を再送信してください。

《財産取得者が法人の場合》

問7 財産取得者が一般社団法人等の場合、e-Taxにより申告を行うことができますか。

【答】

財産取得者が一般社団法人等の場合や、人格のない社団又は財団（相続税法第66条第1項）の場合においても、e-Taxにより申告を行うことができます。

《開始届出書の提出先》

問8 新たにe-Taxを利用するために必要な「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」の提出は、どの税務署に行うのですか。

【答】

「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」は、財産取得者の住所地を管轄する税務署に提出してください。

なお、財産取得者が所得税について事業所等の所在地を納税地としている場合には、「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」は、事業所等の所在地（所得税の納税地）を管轄する税務署に提出してください。

（参考）

即時発行を希望される場合は「電子申告・納税等開始届出書」を以下の方法でオンライン提出してください。

- ① 国税庁が提供する「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」から作成・送信

送信が完了すると、送信者である税理士等の端末（パソコン）に「利用者識別番号等の通知」画面が表示されます。

なお、「利用者識別番号等の通知」は、関与先の納税者のメッセージボックスには格納されますが、税理士等のメッセージボックスには格納されません。

- ② 国税庁が提供する e-Tax ソフト又は国税庁の仕様公開に基づいて作成された会計ソフトで作成・送信

送信が完了すると、「利用者識別番号等の通知」が、税理士等及び関与先の納税者のメッセージボックスに格納されます。

《利用者識別番号の取得》

問 9 所得税や贈与税などの申告を e-Tax により行うために、既に利用者識別番号を取得している場合、相続税申告の e-Tax のために、改めて「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を提出して利用者識別番号を取得する必要がありますか。

【答】

既に利用者識別番号を取得している方については、その利用者識別番号を用いて相続税の申告を e-Tax により行うことができますので、改めて「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を提出して利用者識別番号を取得する必要はありません。

なお、誤って利用者識別番号を複数（二重に）取得してしまった場合は、最後に取得した利用者識別番号が有効となり、古い利用者識別番号に係るメッセージボックスが確認できなくなりますのでご注意ください。

（参考）

利用者識別番号を誤って二重に取得すると、これまでに e-Tax により申告等を行った内容がメッセージボックスから確認できなくなるため、利用者識別番号の取得の有無などを十分確認する必要があります。

なお、利用者識別番号が分からない場合は、①過去に電子申告を行った申告書等の控えや税務署からの郵送物など、②確定申告書等作成コーナーの保存データ（. data）がある場合はデータを読み込み、その入力内容、③e-Tax ソフトを利用している場合はメッセージボックスの確認を行った際に表示される「受付システムログイン用暗証番号入力」画面などから、利用者識別番号を確認することができます。

（利用者識別番号を確認することができない場合）

利用者識別番号を確認することができない場合は、変更等届出書を管轄の税務署に提出してください。

利用者識別番号がある場合は、既に取得している利用者識別番号と仮の暗証番号が税務署から納税者本人に郵送されます。

利用者識別番号がない場合は、その旨を税務署から電話によりお伝えしますので、即時発行を希望される場合は「電子申告・納税等開始届出書」をオンラインで提出してください（問 8 の【答】のとおり）。

《申告書の作成方法》

問 10－ 1 申告書はどのようにして作成・送信するのですか。

【答】

e-Tax ソフト^{※1}又は民間の税務会計ソフトにより相続税の申告書を作成・送信してください。

なお、e-Tax ソフト（WEB 版）^{※2}及び確定申告書等作成コーナーでは、相続税の申告書を作成することはできません。

※1 e-Tax ソフトは、e-Tax ホームページからダウンロードできます。

なお、e-Tax ソフトは、確定申告書等作成コーナーのように、画面の案内に従って金額等を入力することにより税額等が自動計算されるものではなく、利用者自身が計算した金額等を直接入力するソフトです。

2 e-Tax ソフト（WEB 版）は、e-Tax ソフトの基本的な機能をインターネットを経由して Web ブラウザ上で使用できるように提供しているシステムです。

（参考）

e-Tax ソフト及び e-Tax ソフト（WEB 版）は、民間の税務会計ソフトで作成した相続税に係る電子申告用データ（拡張子が「.ctx」のもの）を組み込み、署名・送信することができます。

問 10－ 2 e-Tax ソフト等における I T 部^{※1}に入力する納税者は、誰（相続人代表、申告書第 1 表の財産取得者の 1 人目など）を入力すればよいですか。

【答】

I T 部については、特定の納税者を入力する仕様ではありません（税理士が財産取得者である場合を除きます。^{※2}）。そのため、税理士等が複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信する場合、I T 部にはその財産取得者のうち、任意の 1 名を選択し、入力してください。

なお、「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」の住所、氏名及び利用者識別番号の欄には、I T 部に入力した財産取得者の情報が表示されます。

※1 I T 部とは、e-Tax の各帳票で共通的に記入する納税者等に関する情報及び申告・申請に関する情報です。各帳票個別部分の該当する情報は、I T 部に入力した情報を参照しています。

2 財産取得者である税理士が、他の財産取得者の申告もまとめて提出（送信）する場合は、I T 部（財産取得者に関する項目）には他の財産取得者の情報を入力してください（I T 部（財産取得者に関する項目）に税理士の情報を入力した場合、他の財産取得者の申告等データはエラーとなります。）。

《申告書の送信》

問 11－ 1 書面における申告と同様に、相続税申告の e-Tax においても複数の財産取得者の申告をまとめて連署により行うことができますか。

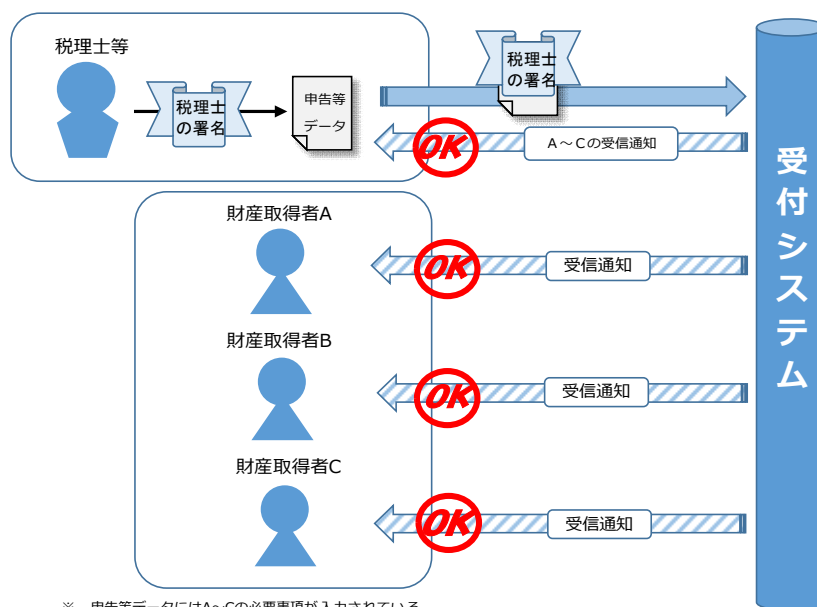
【答】

税理士等が代理送信を行う場合は、1回の送信につき最大9名分までの財産取得者の申告をまとめて行うことができます。

なお、財産取得者が9名を超える場合、2回目以降の送信で残りの財産取得者を入力することにより、申告書を提出（送信）することができます。

また、税理士等が①税理士情報を入力し、②電子署名を付して代理送信することで納税者本人の電子署名を省略して申告書を提出（送信）することができます。

【税理士等による代理送信】

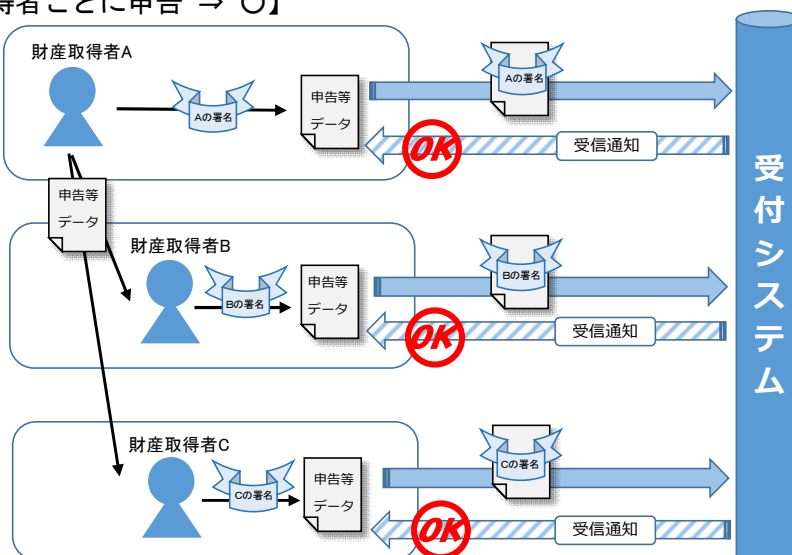


※ 申告等データにはA～Cの必要事項が入力されている。

(参考)

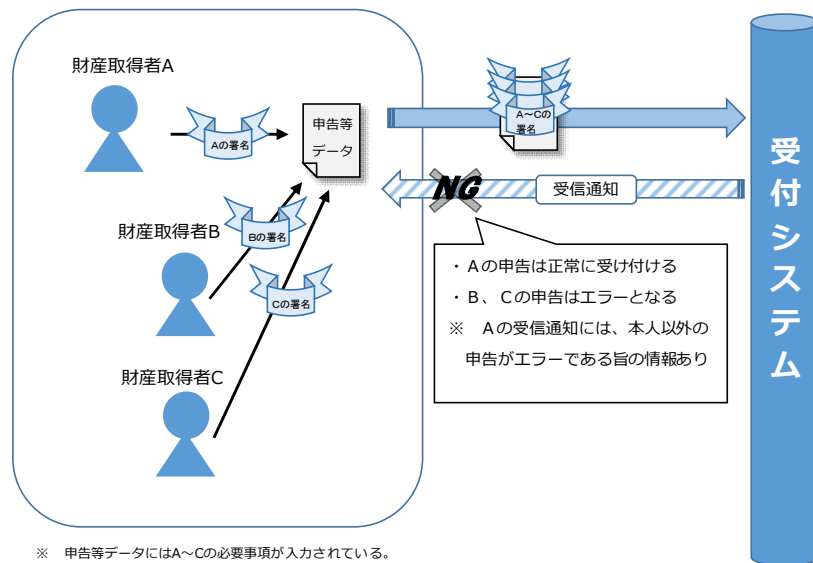
納税者本人が送信を行う場合は、本人以外の財産取得者の申告をまとめて行うことはできませんので、財産取得者ごとに申告書を提出(送信)します。

【財産取得者ごとに申告 ⇒ ○】



※ 申告等データにはA～Cの必要事項が入力されている。

【他の財産取得者と共同して申告 ⇒ ×】



問 11－2 複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信する場合、その送信する申告等データに住所・氏名や金額等が入力されている全ての財産取得者が相続税の申告書を提出したことになりますか。

【答】

申告等データについては、住所・氏名や金額等の相続税の申告に必要な事項に加え、申告書第1表又は第1表（続）に利用者識別番号の入力がある財産取得者のデータを有効なものとして受け付けることになります（利用者識別番号の入力がない財産取得者については、メッセージボックスに受信通知が格納されません。）。

したがって、複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信した場合であっても、申告書第1表又は第1表（続）に利用者識別番号の入力がない財産取得者については、相続税の申告書を提出したことになります。

（注） 税務代理権限のない財産取得者に係る利用者識別番号については、入力しないようご注意ください。

問 11－3 複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信する場合、他に何か注意すべきことはありますか。

【答】

複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信する場合、利用者識別番号を取り違える可能性（財産取得者Aの申告に対して、財産取得者Bの利用者識別番号を入力する場合など）があります。

利用者識別番号を取り違えた場合、財産取得者のメッセージボックスには、他の財産取得者の受信通知及び納付区分番号通知が格納されてしまいますので、利用者識別番号を入力する際は、申告をする財産取得者本人のものである

か確認するとともに、申告等データの送信後は、税理士等のメッセージボックスにも同じ受信通知が格納されますので、それぞれの受信通知から、利用者識別番号等の取り違いがないことを確認してください。

なお、メッセージボックスを確認した結果、利用者識別番号の取り違いがあった場合は、申告等データの再送信を行ってください。

《受信通知》

問 12 複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信した場合、受信通知はどのようにメッセージボックスに格納されますか。

【答】

正常に申告等データを受信した場合は、税理士等及び全ての財産取得者（利用者識別番号の入力がある財産取得者に限ります。）のメッセージボックスに正常に受信した旨の受信通知が格納されます。

なお、正常に申告等データを受信できていない場合は、エラー内容を示した受信通知等が税理士等のメッセージボックスにのみ格納されます。

※ 税理士等のメッセージボックスには、申告等データを送信した財産取得者の人数分の受信通知（受付番号は全て同じです。）が格納されます（3名の財産取得者の申告等データを送信した場合は、3件の受信通知が格納されます。）。

《イメージデータ送信の対象となる添付書類》

問 13 相続税の申告書の添付書類をイメージデータにより提出することができますか。

【答】

戸籍の謄本などの法定添付書類のほか、提出をお願いしている書類についてもイメージデータにより提出することができます。

詳細については、e-Tax ホームページをご確認ください。

(掲載場所)

ホーム > 税理士及び税理士法人等の方 > 添付書類のイメージデータによる提出について > 対象となる添付書類

<https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/imagedata/shinkoku08.pdf>

- (注) 1 申告書は、イメージデータによる提出の対象となりません。
2 添付書類の名称が相違している場合であっても類似するものであれば、イメージデータにより提出することができます。
3 イメージデータによる提出に当たっては、可能な限り、項目ごとに複数の添付書類をまとめてイメージデータ化していただきますようお願いいたします。

《イメージデータの送信方式》

問 14 添付書類のイメージデータ送信については、どのような送信方法がありますか。

【答】

申告等データの送信時に、当該データとイメージデータを同時に送信する方式（同時送信方式）と申告等データの送信後に受信通知から追加で送信する方式（追加送信方式）があります。

なお、追加送信方式は、申告等データの受信通知の格納後 1 年間に限り、同一の受付番号に対して 10 回まで送信可能で、同時送信方式と併用することで合計 11 回送信することができます。

※ 複数の財産取得者の申告等データを送信した場合において、各財産取得者の受付番号は同一であるため、イメージデータを送信できる回数は、同時送信方式と追加送信方式の併用により合計11回となります。

なお、「添付書類送付書」の利用者識別番号及び氏名の欄には、選択した受信通知に係る財産取得者の利用者識別番号及び氏名が表示されます。

《イメージデータの送信可能なファイル数及びデータ容量》

問 15－ 1 添付書類のイメージデータ送信について、送信可能なファイル数とデータ容量について教えてください。

【答】

イメージデータによる送信が可能なファイル数及びデータ容量は以下のとおりです。

なお、イメージデータによる提出に当たっては、可能な限り、項目ごとに複数の添付書類をまとめてイメージデータ化していただきますようお願いいたします。

項 目	1 送信当たりの上限
ファイル数	最大 136 ファイル
データ容量	PDF ファイル合計で最大 8. 0MB

問 15－ 2 データ容量を超過してイメージデータを送信できない場合は、どのように提出すればよいですか。

【答】

送信できなかった添付書類とともに、出力した「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」を郵送等により提出してください。

《添付書類の提出省略》

問 16 相続税の申告を e-Tax により行う場合には、所得税の確定申告を行う場合の「生命保険料控除の証明書」や「寄附金控除の証明書」のように、添付書類について提出を省略できるものはありますか。

【答】

相続税の申告を e-Tax により行う場合には、添付書類について提出を省略できるものではありません。

《マイナンバーの記載等》

問 17 相続税の申告を e-Tax により行う場合、書面による申告の場合と同様に、マイナンバー（個人番号）の記載（入力）は必要ですか。

【答】

相続税の申告を e-Tax により行う場合においても、マイナンバー（個人番号）の記載（入力）が必要です。

なお、e-Tax により申告手続を行う場合には、以下の表のとおりマイナンバー制度に係る添付書類を省略できます。

提出方法 本人確認書類等	e-Tax	（参考）書面提出
① 税務代理権限証書の添付	必要 (送信された税務代理権限証書データにより確認)	必要
② 税理士証票の写しの添付	必要なし (税理士の電子証明書により確認)	必要
③ 関与先の番号確認書類の添付	必要なし (税務署のシステムにより確認)	必要

※ 税理士等が代理で申告する場合は、税務署において、①代理権の確認、②代理人の身元確認及び③本人の番号確認を行います。